

大市総第28号
令和3年6月2日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第101号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月2日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和3年6月10日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第 3 5 号議案 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例…………… (1)
- 第 3 6 号議案 大村市税条例の一部を改正する条例…………… (2)
- 第 3 7 号議案 大村市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例… (3)
- 第 3 8 号議案 大村市手数料条例の一部を改正する条例…………… (5)
- 第 3 9 号議案 大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (6)
- 第 4 0 号議案 大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… (7)
- 第 4 1 号議案 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例…………… (8)
- 第 4 2 号議案 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (1 0)
- 第 4 3 号議案 大村市火入れに関する条例の一部を改正する条例…………… (1 1)
- 第 4 4 号議案 動産の買入れについて…………… (1 2)
- 第 4 5 号議案 専決処分の承認について (大村市税条例等の一部を改正する
条例) …………… (1 3)
- 報告第 3 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め和解すること
について) …………… (2 3)
- 第 4 6 号議案 専決処分の承認について (令和 3 年度大村市一般会計補正予算 (第
1 号))
- 第 4 7 号議案 令和 3 年度大村市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 8 号議案 令和 3 年度大村市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 9 号議案 令和 3 年度大村市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 報告第 4 号 令和 2 年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告につ
いて
- 報告第 5 号 令和 2 年度大村市工業団地整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る
繰越しの報告について
- 報告第 6 号 令和 2 年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画につ
いて
- 報告第 7 号 令和 2 年度大村市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計
画について
- 報告第 8 号 令和 2 年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画に
ついて

第35号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月10日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

職員のサービスに関する宣誓書への対面での署名及び押印を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第36号議案

大村市税条例の一部を改正する条例

大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第28条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第12項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加え、附則第13項の3中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第13項の3の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の大村市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和3年6月10日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、個人市民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いを見直すとともに、セルフメディケーション税制の適用期限を延長するため、この条例案を提出するものである。

第 37 号議案

大村市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大村市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年大村市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第 8 項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第 9 条第 2 項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第 10 条第 2 項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出書等への署名及び押印を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第 38 号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成 12 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとされたことに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第 3 9 号議案

大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年大村市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「次のとおり」を「一般病床 2 1 2 床」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

市立大村市民病院に係る第 2 種感染症指定医療機関の解除に伴い、病床数を変更するため、この条例案を提出するものである。

第40号議案

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第22項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月10日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 4 1 号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年大村市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 9 条」を「第 4 9 条・第 5 0 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「。第 3 号」を「。以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第 4 9 条を第 5 0 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 4 9 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、家庭的保育事業者等における記録の作成、保存等について電磁的な対応を認めるとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 4 2 号議案

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大村市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 4 項第 1 号中「第 2 4 条第 3 項」の次に「（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 5 項中「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第43号議案

大村市火入れに関する条例の一部を改正する条例

大村市火入れに関する条例（昭和59年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号中「申請人 殿」を「申請者 様」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月10日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

火入許可申請書への押印を廃止するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第44号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 れ 金 額 21,043,000円
- 4 買入れの相手方 大村市平町1933番地
株式会社ナカムラ消防化学
代表取締役 中村 康祐
- 5 納 入 期 限 令和4年3月25日

令和3年6月10日提出

大村市長 園 田 裕 史

第45号議案

専決処分の承認について

大村市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年6月10日提出

大村市長 園田裕史

専決第5号

専 決 処 分 書

大村市税条例等の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

大村市長 園 田 裕 史

大村市税条例等の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「掲げるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「掲げるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第28条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第35条の8第3項」を加える。

第28条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第35条の7第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第35条の8に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中

「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、
「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第63条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、附則第5項の2及び附則第5項の3中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、附則第5項の4及び附則第5項の5中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、附則第5項の6中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、附則第6項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、附則第7項の見出し及び附則第9項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、附則第9項の2中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則第10項の4を削り、附則第10項の5中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を附則第10項の4とし、附則第10項の6中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を附則第10項の5とし、附則第10項の7中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を附則第10項の6とし、附則第10項の8中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を附則第10項の7とし、附則第10項の9中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を附則第10項の8とし、附則第10項の10中「附則第

15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を附則第10項の9とし、附則第10項の11中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を附則第10項の10とし、附則第10項の12中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を附則第10項の11とし、附則第10項の13中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を附則第10項の12とし、附則第10項の14中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を附則第10項の13とし、附則第10項の15中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を附則第10項の14とし、附則第10項の16中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を附則第10項の15とし、附則第10項の17中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を附則第10項の16とし、附則第10項の18中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を附則第10項の17とし、附則第10項の19中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を附則第10項の18とし、附則第10項の20中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を附則第10項の19とし、附則第10項の21中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を附則第10項の20とし、附則第10項の22中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を附則第10項の21とし、附則第10項の23中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を附則第10項の22とし、附則第10項の24を削り、附則第10項の25中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を附則第10項の23とし、附則第10項の26を附則第10項の24とし、附則第10項の27を附則第10項の25とし、附則第10項の28の前の見出しを削り、同項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同項を附則第10項の26とし、同項の前に見出しとして「(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)」を付し、附則第10項の29中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類

似適用土地」に、「令和２年度分」を「令和５年度分」に改め、同項を附則第１０項の２７とし、附則第１０項の３０の前の見出しを削り、同項を附則第１０項の２８とし、同項の前の見出しとして「（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）」を付し、附則第１０項の３１から附則第１０項の４２までを２項ずつ繰り上げ、附則第１５項中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改め、附則第１５項の３中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、附則第１６項中「附則第１６項の５」を「附則第１６項の８」に改め、附則第１６項の２中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、附則第１６項の３中「及び次項」を「、次項、附則第１６項の７及び第１６項の８」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、附則第１６項の４中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、附則第１６項の８を附則第１６項の１１とし、附則第１６項の７を附則第１６項の１０とし、附則第１６項の６の前の見出しを削り、同項を附則第１６項の９とし、同項の前の見出しとして「（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）」を付し、附則第１６項の５の次に次の３項を加える。

16の6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16の7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、

当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の3の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16の8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の4の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則に次の1項を加える。

45 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第13項の7の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（大村市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大村市税条例等の一部を改正する条例（令和2年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、大村市税条例第32条の6第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、大村市税条例第32条の7第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、大村市税条例第34条の改正規定中「第34条第4項」を「第3

4条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち、大村市税条例附則第11項の2の改正規定の次に次のように加える。

附則第34項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、附則第34項の2中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第3条 大村市都市計画税条例（昭和35年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、附則第6項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、附則第11項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、附則第12項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、附則第13項の見出し中「平成30年度から令和2

年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、附則第14項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大村市税条例（以下「新条例」という。）第26条の6第1項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に支出する同項第2号から第8号まで及び第10号に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の大村市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第26条の6第1項第2号から第8号まで及び第10号に規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第28条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 第3条の規定による改正後の大村市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について

大村市郡地区公民館駐車場における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年6月10日提出

大村市長 園田裕史

専決第7号

専 決 処 分 書

大村市郡地区公民館駐車場における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月20日

大村市長 園 田 裕 史

- 1 損害賠償の額 102,900円
- 2 損害賠償の相手方 

